

4 学校給食費

・学校給食法 11 条、同法施行令 2 条により、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費及び学校給食の運営に要する経費のうち、食材料費・光熱水費以外の経費については、学校の設置者が負担している。

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
食材料費 (学校給食用 物資購入費)	保護者	学校給食法 11 条 2 項	<u>学校給食費</u> ----- 設置者負担が望ましい。(※昭和 48 年 6 月文部省体育局通知)
光熱水費	保護者又は設置者		
人件費	設置者	学校給食法 11 条 1 項 同法施行令 2 条 1 号	\
施設設備費		学校給食法 11 条 1 項	
修繕費		学校給食法 11 条 1 項 同法施行令 2 条 2 号	

・本県の各自治体では、保護者が負担している学校給食費は、全て学校給食用の食材料費にのみ使用している。

・学校給食において、安全安心な食材を用い、バランスの取れた多様な献立を実施するには、保護者が納付する学校給食費が不可欠である。

学校給食法第 11 条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの（学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費）は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令第2条（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
- 2 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

・設置者が学校給食費を保護者から徴することは、義務教育無償の原則に反しない。

学校給食費と義務教育無償との考え方

義務教育諸学校における憲法第26条第2項の「義務教育無償の原則」との関係については、学校給食費を保護者等の負担として、これを徴収することは違憲とはならないと解されている。

- 根拠：最高裁判所（昭和39年2月26日「義務教育費負担請求事件」）
学校給食費の徴収、管理上の疑義について（昭和32年12月18日委管77文部省管理局長回答）

最高裁判所（昭和39年2月26日「義務教育費負担請求事件」）

- ・憲法第26条第2項後段の無償とは、授業料不徴収の意味と解するのが相当である。
- ・授業料のほかに学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。